

# 上田市教育委員会 4 月定例会会議録

## 1 日 時

平成30年4月19日（木） 午後3時03分から午後4時08分まで

## 2 場 所

上田駅前ビルパレオ5階 上田市教育委員会 第一会議室

## 3 出席者

### ○ 委 員

教 育 長	小林 一雄
教育長職務代理者	城下 敦子
委 員	寺 島 滋
委 員	北 沢 秀雄
委 員	平 田 利江子

### ○ 説 明 員

中村教育次長、池田教育参事、小野沢教育総務課長、高木学校教育課長、小林生涯学習・文化財課長、唐澤人権同和教育政策幹、池田スポーツ推進課長、久保田丸子地域教育事務所長、清水真田地域教育事務所長、清住武石地域教育事務所長、村山第一学校給食センター所長、竜野中央公民館長、滝沢西部公民館長、滝沢城南公民館長、飯島上田情報ライブラリー館長、腰原交流文化芸術センター副館長、滝澤上田市立美術館長

## 1 あいさつ

## 2 協議事項

### (1) 「部活動指導員設置要綱」について（学校教育課）

#### ○資料1、1-1により高木学校教育課長説明（要旨）

部活動指導員設置要綱に併せて任用事項取扱いの説明をさせていただきたい。資料1-1の資料策定に至った経緯について、2の策定の経過は平成29年11月に県教育委員会から、部活動指導員に係る規則等の整備をするよう通知が出された。また、県教委が示す働き方改革の基本方針等を踏まえて、市の教育委員会が示す基本方針を3月の定例教育委員会でお諮りをしたところである。その基本方針のなかで、取り組むこととして先ほどの部活動指導員設置要綱等の設置を掲げている。これからお諮りする要綱は、県教委が示す要綱の案として、資料1をご覧ください。また参考にまでに、今後の予定については、平成30年度に部活動指導員を3名任用するための経費について6月議会で計上する予定である。

第1条（趣旨）は、部活動の適正な運営を図るため、部活動指導員（以下「指導員」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。第2条（身分）は、指導員は、学校教育法施行規則に定める特別職の非常勤職員とする。第2条2項、指導員は、学校職員として、部活動顧問を担当できるものとする。第3条（任用）は、（1）から（4）の内容について1年を超えない期間を任期として、指導員を任命する。第4条（解職）は、（1）から（4）の各号に該当すると認めるときは、指導員を解職することができる。第5条（勤務時間及び服務）は、（1）勤務日及び勤務時間については、各学校長が定めるものとする。（2）指導員服務については、上田市立小・中学校職員服務規定に定めるところによる。第6条（報酬及び費用弁償）は、（1）報酬の額及び支給方法は、別に定めるものとする。（2）費用弁償は、上田市非常勤職員設置要綱に定めるところによる。なお、費用弁償は主に旅費のことである。第7条（公務災害の補償）は、屋無上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働災害補償保険法及び上田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に定めるところによる。第8条（補則）は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。附則として、この要綱は平成30年5月1日から適用とする。

「部活動指導員任用事務取扱要領(案)」について、第1条（趣旨）は、非常勤職員の任用等に関して必要な事項を定めるものとする。第2条（任用手続き）は、任用に関する事務は、「上田市非常勤職員設置要綱」に準じて行うものとする。第3条（職名）は、指導員の職名は、「部活動指導員」とする。第4条（服務）は、指導員及び校長は、事項を遵守し、勤務しなければならない。（1）校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。（2）指導員は、教育委員会が指定する指導者研修会を受講しなければならない。（3）指導員は、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」に基づいて指導を行わなければならない。（4）指導員は、各学校が設置するスポーツ活動運営委員会に出席し、学校及び保護者と共通理解を図り、適切な活動となるように努めなければならない。第5条（職務）は、（1）技術指導（2）安全・障害予防に関する知識・技能の指導（3）学校外での活動（大会・練習等）の引率等職務を行うことができる。第6条（勤務時間の割振り）は、年間366時間を上限として、校長が定めるものと

する。年間366時間とは、1日2時間、週4日、年間41週ということになる。第7条（報酬及び費用弁償）は、指導員には、報酬及び通勤費相当分の費用弁償を支給する。勤務時間1時間当たり1,600円を基礎として月額で算定する。その支給方法は、常勤職員と同じ給料支給日に支給する。この時給1,600円については、基準として示す金額である。校長は学校から提出される部活動指導員出勤簿に基づいて支給する。第8条（損害賠償の義務）は、指導員は故意又は過失により、上田市に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。第9条（補則）は、要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。附則として、この要綱は平成30年5月1日から適用とする。

小林教育長

法的なもので分かりにくいものもあるが、これについて質問意見等があればお願いしたい。

○質疑

北沢委員

現時点での上田市で該当する人数は何人か。また非常勤職員の報酬1,600円は県からの補助等があるのか。

高木学校教育課長

30年度で予定している指導員3名の内訳については、合唱が2名で第一中学校と真田中学校、テニスが1名で丸子中学校である。報酬の1,600円は国と県で合わせて3分の2が補助となる。

城下委員

資料1の要綱第3条（任用）にある1年を超えない期間を任期として指導員を任命するとあるが、再任を妨げない（会計年度を跨らない）ことなのか。

高木学校教育課長

おっしゃるとおり、会計年度を跨らないことである。

城下委員

同3条にある（1）日本体育協会等公認の指導者又は同等の指導者資格を有する者とあるが、その内容を教えてほしい。どのような勉強をすると資格が取れるのか。また資格を取得するに当たって未成年（18歳、19歳）でも取得できるのか。

高木学校教育課長

今調べたいと思う。

城下委員

その他、教員免許を有する者ということは指導員になる時には、免許を更新されて有効な免

許を持っているということなのか。

高木学校教育課長

有するという事であるから、教員免許を持っていることである。

城下委員

更新をした免許を持っているということなのか。また、3ページの部活動指導員任用事務取扱要綱の第5条（職務）（8）の生徒指導に係る対応だが、ここに関する仕事は、広くて深く時間を要すると思う。生徒指導とまでなると学校の先生、部活顧問の先生は生活指導で密に連絡を取り合う時間が必要と思うが、1日決まっている2時間のなかに含まれるのか。

高木学校教育課長

これについては、指導をする2時間の範囲内でいじめを起こさない等、対応している。時間を越えたことは想定していない。

城下委員

こうあるべき指導員というものを頭のなかで作っているためか、いろいろと質問をしてしまう。生徒をいろいろな局面から見ていくうちに、指導員はたったの2時間、週4日のなかだけではなく、学校の先生に伝えてトータルで生徒をサポートしていくシステムがあっても良いのではないか。学校として部活動をどのように捉えるのか。職務の条項に含まれている以上、学校教育のひとつとして考えているかどうか。

高木学校教育課長

先行して行っていることもあるので、他の自治体も参考にしていきたいと思う。

中村教育次長

2時間というのはあくまでも部活動の時間である。指導員の勤務時間というのは年間336時間の上限があり、2時間という時間で捉えるのではなく、当然部活動以外の勤務もあり得ることになる。生徒指導の関係も生徒指導すべてを指導員が行うわけではなく、この条項を入れておかないと部活動のなかで何かあった時に生徒指導ができないということである。また、1ページの部活動指導員設置要綱第2条（身分）でも、指導員は学校職員として、顧問が担当できるものとする。とあるので、生徒指導担当の先生と連携を取って行っていくことである。

城下委員

生徒指導の先生と連携をとるために、336時間以外に学校へ出向くこと等は無休なのか。

中村教育次長

336時間の範囲内で済むようにすることである。

小林教育長

生徒指導が必要となった場面で行うことである。例えば引率と関わる指導などが含まれるのではないか。

城下委員

先生との連携に係ることを任用事務取扱要領のなかに入れなくてよいか。文部科学省の部活動指導員の制度化についてのプリントには、「部活動指導員の任用」という部分に「部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る」ということが記載されている。上田市としても、その部分を記載する必要があるのではないか。

小野沢教育総務課長

例規の案件も含まれているのでご説明させていただく。城下委員より、第5条の職務についてお話があったが、この第5条については、(10) その他校長が必要と認めるものということで、限定でこれしか行ってはいけないということではなく、あくまでも指導員が担当する主な職務の内容を明記してあることで、ここに規定がないからできないという主旨ではなく、その他のことについては、(10) で包括的に必要な度、校長先生に定めてもらうということである。また、第4条(服務)(5)については、学校及び保護者と共通理解を図り、適切な活動となるように努めなければならない。服務上、城下委員のおっしゃったとおり学校の先生と部活動の指導のあり方について話し合うというような服務上の義務で規定してある。その他、日本体育協会指導員のことについてお話しさせていただく。講習会を受講し、検定試験を受けて登録することになっている。受講資格が18歳以上ということで場合によっては資格を持ちの方もいる。それぞれの専門分野ごとに講習を受け合格した方は登録し、学歴については問わないとなっている。

小林教育長

5条の解釈のところで、これは自分の仕事ではないことをやらされてしまう心配はないか。

小野沢教育総務課長

あくまでもご本人と市や教育委員会との関係とは雇用契約という形になるので、契約の段階でしっかりとご本人と個別の契約を交わすなかで具体的な条件や勤務内容は詰めていただく。これは、いろいろな部活動に広範に渡るような内容について規定しているので、個別的な内容については十分な説明を行っていただきたい。

池田教育参事

最後のページで「長野県の案」が記載されている部活動指導員と外部指導者を比較してあるが、昨年度はほとんどの学校へ外部指導者が入っていた。今回、指導員ということで県の方から話があった時に中学校の校長に打診をした。外部指導者がそのまま指導員として上がってくる場合もあるだろうから、その辺については果たして外部指導者がいいのか、それともこうい

う職務だけどやっていただけるのかを確認していただく旨、話をした。現在外部指導者を任命されている方の声だが、「そういう職務だったらできない」。あるいは「時間的にできない」。「自分のライフワークとして学校へ出向き、部活動の子どもたちと接することでやっていきたいが、学校指導員の枠のなかに収まって任務を行うことは難しい」。という声をいただいた学校もある。つまり、それぞれ職務を理解したうえで自分ができるかどうかで現在3名に絞られてきている。

#### 寺島委員

第5条（職務）の解釈だが、「次の各号に掲げる職務を行うことができる」と記載してあるのだから、選択性がある契約の面で行うのではなく、「職務を行う」。というように文面を切っていればすべての（1）から（10）の職務を行うことができるはずだから、できるという表現からすると特定の人に全部あるいは3つだけ、あるいは用具の点検は行わなくていいなど個別化して解釈できるがどうだろうか。

#### 平田委員

指導者研修会について質問ですが、重責である指導員という立場において、丁寧な研修が必要と考えます。どのような研修会を設定するのか。

#### 高木学校教育課長

研修会についてだが今考えているのは、任用の辞令を交付しているときに必要事項を指導員に説明をして対応をして理解をしていただくことを考えているので、年度当初に必要な研修等を行っていききたいと思う。

#### 平田委員

研修会の回数等、具体的に決まっていないのか。

#### 高木学校教育課長

今のところ、年度当初に必要なことを伝えて理解していただくことを考えている。途中で疑問等が出てきたときに対応をしていききたいと思っている。

#### 平田委員

初動が大切だと思う。形だけの研修会ではなく、子どもたちのために必要な基本的指導、特にスポーツに関しては子どもたちのケガや故障が多いので、諸々含め必要な研修会を検討していただきたい。

#### 高木学校教育課長

研修の内容についてもいろいろとあるのでそのなかに安全障害等の知識技能の指導を生徒に係る対応の指導があるのでそれを含めた研修を行っていききたい。

#### 池田教育参事

指導員の研修会については、昨年度の話だが、県が指定する体育センターなどでの研修を位置付けている。具体的に誰が参加するかは分からないが、上田市としては県の指定した研修へ参加することを示すことができる。県の方では積極的に動いているが、国からの予算付けが来ていないために動き出せないが、市町村の方では動けるようにしていただきたいという話があるので、研修については動けるように考えている。

小林教育長

今後の計画はどのように考えているのか。平成30年の部活動指導員は3名だが、県から全体で60名程任用する計画についてはどうなのか。

池田教育参事

昨年度の全体の動きについては話をいただけなかった。各市町村から候補が出ているというだけで当初、市町村から20名出していたが、県からも候補で出ている人が確実に任用されるかどうかの確認をしていただきたかったこと、また、外部指導者についてもあいまいな数字で申請を出したところ、県から突き返され、最終で確実な候補は3名となった。全体の把握はできないが、各市町村から出ていることは事実である。

小林教育長

県の予算等も関わることだが学校の不満がないようにお願いしたい。

城下委員

部活動指導員は、合唱が2名で第一中学校と真田中学校、テニスが1名で丸子中学校の3名ということだが、顧問の先生は就くのか。

高木学校教育課長

就くことを想定している。

城下委員

中体連の方で外部指導員が引率することは了承されているのか。

高木学校教育課長

今年度から可能になった。

池田教育参事

顧問は就くが、専門性でそこまでいかないことが校長先生方の悩みである。指導員という形でより専門的なところを行っていただきたい。生徒指導も複数で対応するので、指導員だけではないということである。

城下委員

この春の大会、上小大会も引率できるのか。

高木学校教育課長

そのとおりである。

小林教育長

以上でよろしいか。今回は、要綱及び要領をこのような形で認めていただくことに異議はないか。

○全委員 了承

## (2) 上田市スポーツ施設整備計画について（スポーツ推進課）

○資料2により池田スポーツ推進課長説明（要旨）

スポーツ施設整備計画について、人口減少社会と少子高齢化の社会構造の変化が見込まれるなかで、公共施設の中長期的な維持管理と更新に係るトータルコストの縮減を行い、予算の平準化を図りながら維持をしていくことを示された「インフラ長寿命化基本計画」が国で策定され、これに基づく個別の施設計画を策定することとなった。併せて、昨年4月に教育委員会定例会において、「上田市スポーツ施設整備基本構想」を基本方針として踏まえ、具体的な施設整備計画がまとまったところである。

1. 策定経過について、昨年11月8日に上田市スポーツ推進審議会に諮問し、翌年4月17日に答申をいただいた。審議会では計5回ほど審議をいただき、そのなかで庁内関係課との会議と9つの地域協議会によるご意見をいただいた。また、上田市体育協会による意見聴取等を経て、案がまとまった段階でパブリックコメントを実施して答申をいただいた経過である。

2. 計画の概要について、(1) 本計画については10年計画としているが、中長期的な計画としているので、個別施設計画は、いわゆる財源や、いつ頃行うのかということについては、30年計画という形で策定している。ただし、10年毎に見直しを実施することで基本は10年間の計画ということである。(2) 対象施設についてはスポーツ関係施設が132施設あり、うち、キャンプ場やバンガロー等を除く102施設が対象となっている。(3) 策定の手法であるが、1次評価として、基本情報の把握、確認を行い、機械的に評価を行った。これに基づき、2次評価を環境評価として、それぞれの政策方針検討、他企業との絡み等を踏まえ、一方、地域や体協の意見も踏まえつつ、基本構想、あるいは公共施設マネジメント基本方針、耐震計画等を加味して環境評価として2次評価をしていく。このような経過を踏まえて、(4) 個別施設計画をまとめ、実施内容としては長寿命化、建替え、廃止、集約化、地元への移管、現状維持等である。この10年間はテニスコート、城跡公園の第1・第2体育館、別室になっているボクシング場を集約して整備していく。また、各地域の社会体育館は建設前から耐震がないと判断しているので大規模改修と耐震化をこの10年で優先的に行っていく計画である。10年間の費用については、約53億9千万円、30年間では約114億5千万円というような試算をしている。この費用の試算については、上田市の公共施設基本方針で整備の単価が示されているが、そのまま試算すると膨大な試算となってしまうため、若干補正をかけており、実情に見

合った費用を示したところである。(5) 計画推進に当たって、30年間の中期的な方針では、費用の平準化を図ったが、更なる施設の集約化、複合化、廃止等の計画を盛り込む必要が考えられる。財源確保では、改修や建替えの財源を計画的に積み立てる基金の検討や、指定管理制度を導入し、施設の維持管理や機能更新を図っていく。これにより将来の財政負担の軽減を図っていく。(6) 計画による施設数については、統廃合や移管等により、102施設を88施設に縮減した。追加した資料2-1については、それぞれ組み立ての概要となっている。第1章計画の概要は、1計画目的の背景、2人口動向、3財政状況、4計画の位置づけ、5スポーツ施設の現状と課題、6対象施設の設定、7計画期間である。第2章スポーツ施設の現状評価については、先ほど申し上げた現況評価、第3章はスポーツ施設的环境評価、第4章で個別施設計画の検討で、個別施設計画については資料2-1の66ページから73ページのとおり、表にて個別施設計画を記載している。第5章計画の実現化方策、第6章で上田市スポーツ施設整備計画のまとめをして、諮問して答申をいただいたところである。

小林教育長

何か質問意見等があればお願いしたい。なければこれを施設計画としてお願いしたい。

○全委員 了承

### 3 報告事項

#### (1) 出前ときめきのまち講座について(生涯学習・文化財課)

○資料3により小林生涯・学習文化財課長説明(要旨)

「出前講座」は、地域の学習支援や市政に関する情報提供の機会として、職員が市民の皆様のもとへ出向き、テーマについての説明や意見交換を行うものである。平成11年度より毎年実施していて、今年度は105のプログラムがあり費用について無料となっている講座である。申込みいただけるのは、市内在住・在勤・在学の5人以上の団体・グループである。昨年度の実績としては全体196件の申し込みをいただき、参加人数は7,240人の方にお集まりいただいた。引き続き行っていきたいと思う。

○全委員 了承

#### (2) 「第45回ふれあい・人権の集い2017」事業報告(丸子地域教育事務所)

○資料4により久保田丸子地域教育事務所長説明(要旨)

「ふれあい・人権の集い」は、人権週間に併せて昭和48年度に旧丸子町で開催されて以来、昨年度で45回目となった。合併以降は、丸子と武石地域教育事務所で合同開催をしている。まず、オープニングセレモニーとして丸子修学館と上田東高校の吹奏楽班による合同演奏と歌に合わせて手話ダンス、第1部は人権作品発表として丸子・武石地域の小中高の児童生徒4名による人権啓発作文の発表を行った。第2部は女優でタレントの奥山佳恵さんを講師による「生きているだけで100点満点」という演題で、ダウン症の二男を迎えての家族の日常講演をいただき、昨年より30名多い299名の参加があった。アンケート結果について、オープニン

グセレモニーでは障害を持った方、様々な年齢の方が一緒に素晴らしかったという感想や、障害に対する考え方や接し方などヒントになる講演であったなどの肯定的な感想・意見を多くいただいた。一方では参加者が少ないことや人権の学習会が多すぎるなどの意見も聞かれた。今年は例年より早い時期に多くの団体への周知や施設へのチラシ、ポスターの掲示を行ったことから、ここ数年のなかでは多くの参加者数に恵まれたがさらに効果的な方法を考えていきたい。

○全委員 了承

### (3) 「第32回みんなの人権セミナー」事業報告（丸子地域教育事務所）

○資料5により久保田丸子地域教育事務所長説明（要旨）

「みんなの人権セミナー」は人権意識の高揚を図るため、昭和61年度に開催されて以来、昨年度で32回目となる講座である。昨年のアンケート結果で要望の多かった障がい者、高齢者、子ども人権について取り上げ、今年の1月から3月にかけて3講座を開催した。第1講座では見た目で見えない身体障がい者が多くいること、第2講座では貧困老人がとても多いこと。第3講座ではNPO法人侍学園スクオーラ・今人の長岡氏を迎え講演をいただいた。アンケートの結果から、3講座でそれぞれの人権問題の現状を知ることができ、私たちに何ができるかを考えることができた。有意義な講座であった等の意見をいただき、今後も新たな人権課題に考慮しながら努めていきたいと思う。

○全委員 了承

### (4) 平成30年度上田市交流芸術センター主催事業予定及び主催者名義について （交流文化芸術センター）

○資料6により腰原交流文化芸術センター副館長説明（要旨）

平成26年度10月に開館以来、さまざまな事業を行わせていただいている。美術館とも併設していることから、ホール事業について芸術を市民の皆さんにとということで、主催の名義を上田市と教育委員会の連盟主催で事業をとり行わせていただいている。平成30年度の事業内容については資料記載のとおり事業を広報等で上田市と教育委員会の連盟主催で実施するについてご報告させていただいた。1 ホール公演等の予定については別紙資料記載のとおりご覧いただきたい。2 芸術家ふれあい事業については、全小学校5年生を対象にクラスごとにコンサートを行うアウトリーチの事業、また、中学校や高校にもご協力をいただきながら、市民参加公演を取り組ませていただいている。3 その他、アーツスタッフアカデミー、マチ×マチフェスティバルを11月に予定しているが、こういった市民参加の事業について上田市と上田市教育委員会の連盟という形で事業の取り組みをさせていただく。事業の内容については、上田市と教育委員会で協議をいただく予定である。また、配布されている資料に芸術家ふれあい事業に今年度学校に出向いていただくアーティスト等を記載してあるのでお目通しいただきたい。

○全委員 了承

### (5) 平成30年度上田市美術館事業について（上田市美術館）

○資料7により滝澤上田市立美術館長説明（要旨）

1 調査・研究事業

平成31年度に行う山本県が農民美術運動をはじめから100年になる。これを記念して「農民美術100年展」を開催するための資料解説、所蔵者への訪問調査、全国の研究者との共同調査などを本年度から行っていく。

2 展覧会展

企画展については、企画展、コレクション展から、お配りしたチラシをご覧ください。篠田桃紅氏は今年で105歳になられ、水墨抽象画という独自のスタイルを確立し、国内最大規模の展覧会を開催する。また秋には、世界的に有名であるウィリアム・モリスが英国の風景とともにたどるデザインの軌跡を写真や映像の作品で紹介する展覧会を開催する。年度末には、新進気鋭の銅版作家である村上早展を若手アーティストの育成ということで、3年前、山本県版画大賞展より大賞を受賞した当時学生であった村上早さんは、この上田での大賞受賞したきっかけでさまざまな展覧会で賞を総なめし、国内外から注目を集めるアーティストの全貌展である。コレクション展については、世界最大級の「大版画」リトグラフの世界の展示、ウィリアム・モリスのアーツ&クラフツ運動、山本県とデザインの関わりについて農民美術運動を通して紹介する作品展、美術館コレクション等を常設展示室にて開催していく。

3 共催事業

夏には第42回全国高等学校総合文化祭（美術・工芸部門）を上田市立美術館では、美術作品（平面・立体・彫刻・工芸・映像）を約420点展示、冬には東信美術展・県内東信地区の美術クラブ所属会員による作品展（絵画・彫刻・工芸）約100点を展示する。その他、育成普及事業として、子どもたちの考える力や想像する力を育むプログラムを行っている。アトリエ受入事業、体験事業、短期・長期講座・展覧会事業のほか、教職員研修、アウトリーチ、企画展関連プログラム等も計画していく予定である。

○全委員 了承

(6) 寄附の状況（学校教育課）説明なし

資料8

(7) 行事共催申請状況について（学校教育課、生涯学習・文化財課、スポーツ推進課）説明なし

資料9-1 9-2 9-3

(8) スポーツ関係教育長表敬者訪問について（スポーツ推進課）説明なし

資料10

(9) 公民館だより（各公民館）説明なし

4 その他

(1) 「人権に関する市民意識調査報告書について」（生涯学習・文化財課）冊子

調査目的について、人権問題に関する市民の意識や実態を把握し、上田市の人権教育推進の基礎資料とするとともに、今後の人権施策推進の参考とするため市民意識調査を実施した。調査項目、調査方法配膳にご説明したとおりで回収結果については発送数2,000件、到達数が1,993件、回答数834件、有効回答数834件で回収率が41.7%となった。回収率については、平成24年42.4%、平成19年43.4%、平成14年40.4%であり、ほぼ定年どおりである。次回については、城下委員からご指摘があったとおり、若い人たちにも意見を求めるようにインターネット応募も考慮して回収率を上げることを課題としている。調査結果については、おおむね前回と比較して大きな変化の項目は見受けられなかった。人権啓発についてはなかなか周りに浸透せず、粘り強く啓発活動を進めていくことを努めてまいりたい。

○全委員 了承

(2) 「三の丸遺跡大手堀発掘調査概報展」（博物館）説明なし チラシ

○全委員 了承

閉会

教育委員会会議規則第 21 条の規定により署名する。

---

---

---

---

---

---

---